厚真町中小企業災害復旧資金融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年北海道胆振東部地震により被災した厚真町内の中小企業等に対する災害復旧資金融資利子補給金(以下「補給金」という。)の交付に関し、厚真町補助金等交付規則(平成4年3月19日規則第4号、以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補給金は、平成30年北海道胆振東部地震により被災した中小企業等の復旧に係る経費の軽減を図り、もって早期の事業運営の円滑化及び経営の安定化に資することを目的とする。

(補給金交付対象者)

第3条 補給金交付対象者は、厚真町中小企業災害復旧資金融資制度要綱に定める融資(以下「災害融資」という。)を受けた者で、かつ町税を完納している者(以下「交付対象者」という。)とする。

(補給金の額等)

- 第4条 補給金の額は、災害融資に係る利子の年利率のうち0.6%分に相当する額とする。(延滞利子の額を除く。以下同じ。) ただし、災害融資の対象となった事業に対して、厚真町の補助金交付を受けることとなった場合は、利子補給を行わない。
- 2 補給金の交付対象期間は、災害融資の借入をした日から起算して、運転資金の場合は5年以内、設備資金の場合は10年以内とする。ただし、交付方法は、交付年度の前年度の1月1日から交付年度の12月31日までの1箇年間ごとに交付するものとする。

(商工会への委任及び交付の申請)

- 第5条 交付対象者は、厚真町商工会(以下「商工会」という。)に対して、補給金の交付申請、決定の通知及び受領を委任するものとし、委任状(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 前項の規定により委任を受けた商工会は、交付規則様式第1号(第6条関係)に規定する補助金等交付申請書に加え、次に掲げる書類を添えて町長に 提出しなければならない。
 - (1) 委任状(様式第1号)
 - (2) 当該年度の補給金の決算書(様式第2号)

- (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 前項第1号の書類の添付は、貸付年における交付申請時に限る。 (町税納付状況確認に係る同意書の提出)
- 第6条 交付対象者は厚真町に対して、町税納付状況確認に係る同意書(様式 第3号)を提出するものとする。ただし、貸付年における交付申請時に限る。 (交付決定等)
- 第7条 町長は、商工会から前条に規定する書類の提出を受けた場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付規則様式第2号(第7条関係)に規定する補助金等指令書を送付し、当該請求書を受理した日から30日以内に補給金を交付するものとする。
- 2 前項の補給金の交付を受けた商工会は、前項の補給金の交付を受けたとき、 遅滞なく交付対象者(以下「交付決定者」という。)に通知及び当該補給金を 交付しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 商工会は、前条第2項の事業が完了したときは、速やかに交付規則第 13条の補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に 提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書及び収支決算書
 - (2) その他町長が必要と認める書類

(補給金の額の決定等)

第9条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、交付規則第14条の 規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたと きは、交付すべき補給金の額を確定し、額の確定通知書により補助対象者に 通知するものとする。ただし、実績をもって交付申請しているものの補給金 の額の確定は、同条ただし書きを準用する。

(報告義務)

- 第10条 交付決定者等は、利子補給期間中において次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
 - (1) 交付決定者の氏名又は住所に変更があったとき
 - (2) 事業の休止、又は廃止したとき
 - (3) 災害融資の対象となった事業に対して、厚真町の補助金交付を受けることとなったとき

(補給金の打切り等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子

補給を打ち切り、又は利子補給を打ち切り、かつ、交付済みに係る補給金の返還を命ずることができる。

- (1) 借入金を目的以外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請をしたとき
- (3) 事業の休止、又は廃止の実態を確認したとき
- (4) 災害融資の対象となった事業に対して、厚真町の補助金交付を受けることとなったとき
- **(5)** その他町長が不適当と認めたとき (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、厚真町及び関係機関相互において随時協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

年 月 日

委 任 状

住所または所在地	
氏名又は名称	(1)
電話	

厚真町中小企業資金融資制度(資金名:)の、 借入期間における補給金に係る交付申請、決定の通知及び受領を厚真町商工会 に委任します。

なお、補給金は、借入期間を上限として、その期間内は継続して交付される ことを承諾します。

年 月 日

厚真町長様

厚真町商工会 会長

厚真町中小企業資金融資制度利子補給金決算書 (制度資金名:) (年1月1日~12月31日)

(単位:円)

利用	貸出	最終	借入	元金	未償	支払	貸付	本人	町負	利子	利子
者名	日	返済	額	返済	還残	利息	利率	負担	担率	補給	補給
		日		額	金			率		額	額
										(個	(債
										別)	務者
											別
											計)
合計											

年 月 日

町税納付状況確認に係る同意書

厚真町長	様	
	住所または所在地	
	氏名又は名称	<u> </u>
	電話	

厚真町中小企業資金融資制度(資金名:)の、 借入期間における補給金交付に関し私の町税の納付状況を確認することに同意 します。